

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	石川町

石川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	福島県石川町農政課
所在地	福島県石川郡石川町字長久保185-4
電話番号	0247-26-9128
FAX番号	0247-26-0360
メールアドレス	norin@town.ishikawa.fukushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、カルガモ、カワウ、ハクビシン、コサギ、ダイサギ、アオサギ、ゴイサギ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	福島県石川町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	364千円 35a
	イモ類(馬鈴薯)等	259千円 15a
	カボチャ	91千円 8a
	計	714千円 58a
カラス	果樹(リンゴ)	121千円 3a
カルガモ	水稲	21千円 2a
カワウ	ウグイ、フナ、コイ等	2,571千円 1,168kg
ハクビシン	果樹(リンゴ、ナシ)等	40千円 1a
	トウモロコシ等	38千円 5a
	計	78千円 6a
コサギ	水稲	0千円 0a
ダイサギ	水稲	0千円 0a
アオサギ	水稲	0千円 0a
ゴイサギ	水稲	0千円 0a
	計	3,505千円 69a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>ア イノシシ</p> <p>イノシシによる被害は、1年を通じて町内一円で発生し、水稲、馬鈴薯等のイモ類、並びに家畜飼料やホールクroppサイレージに損傷を与えるなど、被害が大きくなっている。</p> <p>また、水田の畦畔を掘り起こすなど、農地を荒らす被害も増加している。</p> <p>さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により、イノシシの捕獲圧が低下し、個体数が大幅に増加していることから、より一層の被害拡大が</p>
--

懸念される。

イ カラス

カラスによる被害は、町内一円で発生し、特に果樹（リンゴ等）の収穫時の被害が中心となっている。

また、牛舎等において家畜飼料の食い荒らしなどの被害も発生しているが、捕獲による効果が見られ、被害が若干減少している。

ウ カルガモ

カルガモの被害は、町内一円で発生し、田植え期（5月上旬）から5月下旬にかけて水稻の食害や倒伏等の被害が発生しており、昨年度より被害量が増加した。

エ カワウ

カワウによる被害は、千五沢ダムに営巣していることにより、糞による木枯れ被害が発生している。

また、千五沢ダムのほか、町内のため池等において魚類の食害被害が例年継続的に発生している。

オ ハクビシン

ハクビシンによる被害は、町内一円で発生し、トウモロコシの食害等の被害が発生しており、昨年度より被害量が増加した。

また、住居に侵入して住みつくなど、農業被害だけでなく生活環境被害も発生している。

カ コサギ

町内一円で被害が発生し、水稻の倒伏等が見られる。

キ ダイサギ

町内一円で被害が発生し、水稻の倒伏等が見られる。

ク アオサギ

町内一円で被害が発生し、水稻の倒伏等が見られる。

ケ ゴイサギ

町内一円で被害が発生し、水稻の倒伏等が見られる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害額	714 千円	607 千円
農作物被害面積	58 a	49 a

カラス

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害額	121 千円	97 千円
農作物被害面積	3 a	2 a

カルガモ

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害額	21 千円	17 千円
農作物被害面積	2 a	1 a

カワウ

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
水産物被害額	2,571 千円	2,057 千円
水産物被害量	1,168 kg	934 kg

ハクビシン

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害額	78 千円	62 千円
農作物被害面積	6 a	5 a

コサギ

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害額	0 千円	0 千円
農作物被害面積	0 a	0 a

ダイサギ

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害額	0 千円	0 千円
農作物被害面積	0 a	0 a

アオサギ

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
農作物被害額	0 千円	0 千円
農作物被害面積	0 a	0 a

ゴイサギ

指 標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
農作物被害額	0 千円	0 千円
農作物被害面積	0 a	0 a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・石川町鳥獣被害対策実施隊により町内3地区に分かれて捕獲活動が行われてきた。捕獲に関しては、鳥獣被害対策実施隊と連携し、情報交換・協議等を行い、捕獲を実施した。 ・捕獲手段としては、銃器、箱わな、くくりわなを用いて行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務になっている。 ・被害量及び被害面積の増加に伴い捕獲の出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になってきている。 ・農作物被害が増加している鳥獣については、東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響による個体数の増加、わなや追い払い活動への慣れが生じていることによるものと考えられる。捕獲個体数は増加しているが、より効果的な鳥獣被害対策及び農業者の自衛意識を高めることが必要である。 ・鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、近隣市町村との被害の情報を共有し、境界付近での一斉捕獲活動を検討しなければならない。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農家個人による柵などの設置による取り組みが行われてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置については一定の効果がみられるものの、後継者不足により、侵入防止柵設置の更なる普及が課題となっている。 ・特にイノシシによる被害が毎年確認されている場所においては、効果的な侵入防止柵の設置を検討しなければならない。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまで、石川町の鳥獣被害対策は、地元からの被害報告を受け、許可手続きを経て石川町鳥獣被害対策実施隊が出動する体制をとってきた。捕獲に関しては石川町鳥獣被害対策実施隊が中心となり、捕獲中心の被害対策を行ってきたが、実施隊員の高齢化及び減少が進んでおり、隊員の確保が難しい状況にあり、捕獲体制の強化が必要となっている。

一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故後、発電所周辺の地域では狩猟機会の減少に伴い、イノシシなど有害鳥獣の個体数が大幅に増加している。その結果、県内各地に流出し生息域を拡大したことにより、石川町においても個体数が増加した。このため、農業被害及び石川町鳥獣被害対策実施隊の負担が増加している。

今後はこれらの対策として、以下のことに取り組む。

- ・箱わなやくくりわな等捕獲機材を導入し、捕獲に関する研修会を実施し捕獲技術の向上を目指す。
- ・有害鳥獣の捕獲や生息調査に対し、ICT 機器を活用することにより、捕獲頭数の増加を図る。
- ・石川町鳥獣被害対策実施隊の高齢化や狩猟免許取得者が減少していることから、狩猟免許の取得に関する支援等を行い、担い手の育成を図る。
- ・鳥獣被害の発生を未然に防ぐために、地域住民が主体となって被害防止対策を講じられるよう啓発を図るとともに、地域住民自ら農作物を守る意識を醸成し、鳥獣被害防止対策を推進する。
- ・イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部石川分会から推薦された者を石川町長が隊員に任命し、石川町鳥獣被害対策実施隊を編成している。

捕獲については、石川町と石川町鳥獣被害対策実施隊の相互が連携し、捕獲活動を進める。鳥獣被害対策実施隊員により、有害鳥獣の捕獲のほか、農作物被害に遭った農業者に対して、有害鳥獣被害防止のための助言等を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲

- に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行い、調査結果をもとに住民の意識啓発や狩猟に関する理解促進を図る。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行いつつ、捕獲講習等の参加促進・支援を行う。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・有害鳥獣の捕獲や生息調査に対し、ICT機器を活用することにより、捕獲頭数の増加を図る。
令和4	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行い、調査結果をもとに住民の意識啓発や狩猟に関する理解促進を図る。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行いつつ、捕獲講習等の参加促進・支援を行う。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・有害鳥獣の捕獲や生息調査に対し、ICT機器を活用することにより、捕獲頭数の増加を図る。
令和5	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況調査を行い、調査結果をもとに住民の意識啓発や狩猟に関する理解促進を図る。 ・石川町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら捕獲を行いつつ、捕獲講習等の参加促進・支援を行う。 ・箱わなやくくりわななどの捕獲機材を導入する。 ・有害鳥獣の捕獲や生息調査に対し、ICT機器を活用することにより、捕獲頭数の増加を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を20頭とする。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を20頭とする。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。捕獲目標頭数を20頭とする。
カラス	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カルガモ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カワウ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
ハクビシン	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
コサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
ダイサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
アオサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
ゴイサギ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づ

	く基準による。	く基準による。	く基準による。
--	---------	---------	---------

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
<p>石川町鳥獣被害対策実施隊と情報交換し、捕獲時期及び捕獲場所等を協議する。</p> <p>また、捕獲手段としては、銃器及びわななどの捕獲機材で行う。</p> <p>ア 捕獲手段</p> <p>ア) イノシシ…箱わな、檻わな、くくりわな及び銃器による。</p> <p>イ) カラス…銃器による。</p> <p>ウ) カルガモ…銃器による。</p> <p>エ) カワウ…銃器による。</p> <p>オ) ハクビシン…箱わなによる。</p> <p>カ) コサギ…銃器による。</p> <p>キ) ダイサギ…銃器による。</p> <p>ク) アオサギ…銃器による。</p> <p>ケ) ゴイサギ…銃器による。</p> <p>イ 捕獲時期 年間を通して農作物被害が発生しているが、被害が多発する4～11月にかけて重点的に実施する。</p> <p>ウ 捕獲場所 被害が大きい地区について重点的に行う。</p>	

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>イノシシの捕獲については、箱わなやくくりわなにより捕獲を行っているが、捕獲の実績は十分でない。このようなことから、銃による捕獲を取り組んで行く。ただし、イノシシは非常に警戒心が強いことから、使用する銃は、射程の短い散弾銃ではなく、射程が長く殺傷力の高いライフル銃を使用し、遠距離からの捕獲を実施する。なお、ライフル銃の使用による捕獲は通年を予定し、周囲の安全確認を十分に行いつつ、近隣に人家等が存在していない場合において使用する。</p>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イノシシ	電気柵 1, 000m	電気柵 1, 000m	電気柵 1, 000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 3	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 ・電気柵等の購入補助を行い、設置者に対し、効果の有無を調査するとともに周辺の被害状況についても調査する。 ・電気柵の設置者に対し、適切な管理をしているか現地確認を行い、不適切な部分を指導する。
令和 4	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 ・電気柵等の購入補助を行い、設置者に対し、効果の有無を調査するとともに周辺の被害状況についても調査する。 ・電気柵の設置者に対し、適切な管理をしているか現地

		確認を行い、不適切な部分を指導する。
令和5	イノシシ カラス カルガモ カワウ ハクビシン コサギ ダイサギ アオサギ ゴイサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民からの情報収集及び被害状況の調査や対象鳥獣の生息状況の把握を行う。 ・地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供（放任果樹の撤去や緩衝帯の設置の必要性）を行い、自衛意識を促す。 ・電気柵等の購入補助を行い、設置者に対し、効果の有無を調査するとともに周辺の被害状況についても調査する。 ・電気柵の設置者に対し、適切な管理をしているか現地確認を行い、不適切な部分を指導する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

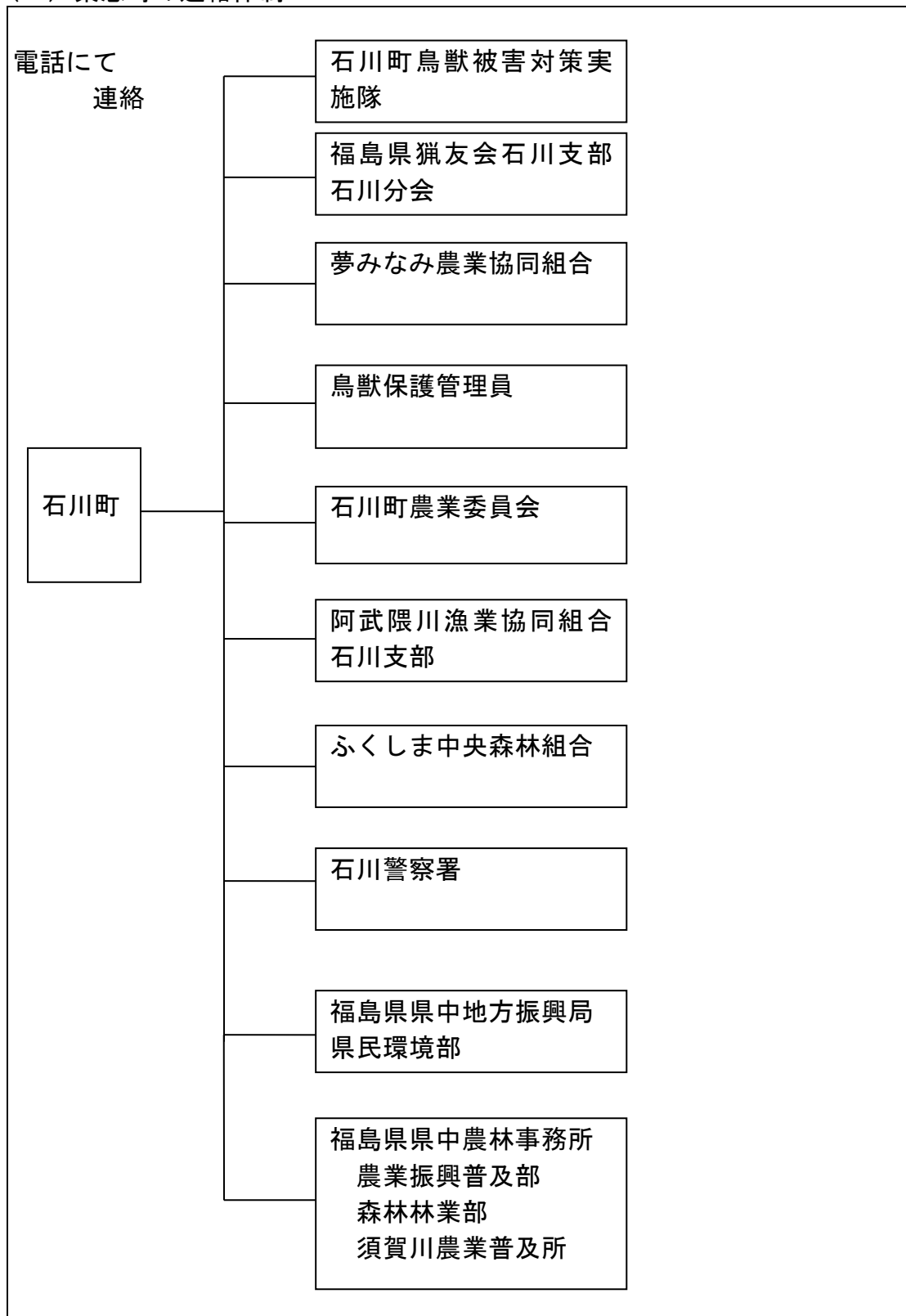
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石川町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
石川町農業委員会	鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。
石川町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を実施する。
福島県猟友会石川支部石川分会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び対象地域の巡回、被害防止に関する指導を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。
ふくしま中央森林組合	鳥獣の出没等に関する情報の収集を行う。
石川警察署	有害鳥獣関連の情報提供と助言及び指導、住民への被害防止対策を行う。
阿武隈川漁業協同組合石川支部	被害対策の情報提供・指導を行う。
福島県県中地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。

森林林業部 須賀川農業普及所	
-------------------	--

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ
き役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は
生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合
は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設等で焼却及び埋設等により適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについて、当地方全域に、国から出荷制限指示が出されていることを踏まえると、食品としての利用は困難と思われる。

なお、その他の鳥獣についても、現況を踏まえると食品としての利用は困難と思われる。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	石川町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
石川町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
石川町農業委員会	農地の耕作状況に係る情報の提供を行う。 耕作放棄地解消に関する指導を行う。
石川町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施等を行う。
福島県猟友会石川支部石川分会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導等を行う。
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣の出没等に関する情報の収集及び鳥獣の保護に関する指導を行う。
ふくしま中央森林組合	被害地域の住民代表として情報提供及び地域住民の協力体制の構築等を行う。
阿武隈川漁業協同組合石川支部	カワウの被害情報の収集及び被害対策の情報提供・指導を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記

入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県中地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 農業振興普及部 森林林業部 須賀川農業普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年4月1日より、石川町長が委嘱する石川町鳥獣被害対策実施隊を設立。40名以内の隊員によって業務を行う。有害鳥獣被害防止のために、有害鳥獣の捕獲や追い払い活動、捕獲技術向上のための講習会等への参加を行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。